

高知工業高等専門学校における個人情報の保護管理者及び 保護担当者指定に関する規則

制 定 平成17年 4月 1日
一部改正 令和 4年 3月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年機構規則第65号）第6条及び第7条の規定に基づき、高知工業高等専門学校における個人情報の保護管理者及び保護担当者となるべき者を指定し、個人情報の適正な保護管理を図ることを目的とする。

(保護管理者及び保護担当者)

第2条 保護管理者及び保護担当者として指定する職は、下表のとおりする。ただし、主事室及び本科の保護担当者については、保護管理者の推薦を受け、校長が命ずる。

2 前項の保護管理者は、当該科等における保有個人情報を適切に管理する任に当たるものとし、保護担当者は、保護管理者を補佐し当該科等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

区 分	保護管理者	保護担当者
主事室	教務主事	教務主事補佐の中から1名
	学生主事	学生主事補佐の中から1名
	寮務主事	寮務主事補佐の中から1名
専攻科	ソーシャルデザイン工学専攻主任	ソーシャルデザイン工学専攻副専攻主任
本 科	ソーシャルデザイン工学科長	エネルギー・環境コース長 ロボティクスコース長 情報セキュリティコース長 まちづくり・防災コース長 新素材・生命コース長
	基礎教育長	副基礎教育長
	エネルギー・環境コース長	エネルギー・環境コース長が推薦する教員
	ロボティクスコース長	ロボティクスコース長が推薦する教員
	情報セキュリティコース長	情報セキュリティコース長が推薦する教員
	まちづくり・防災コース長	まちづくり・防災コース長が推薦する教員
	新素材・生命コース長	新素材・生命コース長が推薦する教員
リスク管理室	リスク管理室長	総務課長
広報戦略室	広報戦略室長	広報戦略副室長
国際交流室	国際交流室長	国際交流副室長（国際交流）
環境マネジメント室	環境マネジメント室長	環境マネジメント副室長
図書館	図書館長	図書館副館長

アクティブラーニング 教育センター	アクティブラーニング教育セン ター長	アクティブラーニング教育 副センター長
総合学生支援センター	キャリア支援室長	キャリア支援副室長
	学修支援室長	学修支援副室長
	学生相談室長	学生相談副室長
地域連携センター	地域連携センター長	地域連携副センター長
情報処理センター	情報処理センター長	情報処理副センター長
教育研究支援センター	教育研究支援センター長	教育研究支援副センター長
事務部	総務課長	総務係長
	学生課長	総務・入試係長

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条の表において「本科の保護管理者」には、従前の機械工学科長、電気情報工学科長、物質工学科長、環境都市デザイン工学科長が含まれ、保護担当者は当該学科長が推薦する教員とする。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 第2条の表において「専攻科の保護管理者」には、従前の機械・電気工学専攻主任、物質工学専攻主任、建設工学専攻主任が含まれる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。